川上多助

## 律令の賤民制

ととゝする。 については旣出の研究に讓り、後者について私見を述べようと思ふのであるが、初めに律令の賤民制の槪略を擧ぐる の賤民制は、 ふるには、 賤民は我國上古以來の歷史に散見するが、その制度が詳かに定まつたのは大寶養老の律令が始である。而して律令 これを唐の賤民制と比較すると共に、 上古の社會に於ける賤民の實狀に照らし、唐の賤民制に倣つて定めたのであるから、律令の賤民制を考 我國上古の賤民制と比較して見ることが必要である。 こ」では前者

るものであり、その性質については東京商科大學研究年報法學研究側に「部の分化」と題して私見を述べて置いたか 知らなかつたものは良とするが、さもない限りはこれを賤とし、離婚せしむる規定であつた。上古の部の遺制である 律令の制では人民の階級を良賤の二つに峻別し、良賤間の通婚を禁じ、その間に生れた男女は、通婚の當時、 雑戸は良に屬するが、その最下級に位し、 百姓、白丁、公民、等の名稱で呼ばれた一般の人民と賤との間にあ 情を

古代賤民制についての一考察

#### 論 第六卷 第二號

を爲すを許されなかつた。公奴婢は官有なるために私奴婢よりもやゝよかつたが、奴婢たる點に於て大差なく、戶令 律は明かに奴婢を以て畜産財物と同視し、大寶以後奈良時代の戸籍に據れば、奴婢は所有主の戸籍に入り、獨立の戸 許さざるのみならず、賤民の中に於ても、等級を異にするものゝ間にもこれを許さず、 らてゝには略する。賤民は官戶、 よるものであり、その身分が重んぜられたわけではない。 るゝことは私奴婢と異なるところはない、たとひ竇買を許されなかつたにしても、それは官奴婢の官有物たる性質に いが、賊盗律の疏に、價布二十端の私奴婢を以て價布七十端の官奴婢と換へる例が舉げられ、官奴婢の價格を論ぜら れ、その賣買が許されたかどうかは、律令の條文にこれを明かにするものなく、法家の註釋にもこれに及ぶものはな の官奴婢配浚せられて戸と爲さしめたらば官戸とせよといふ條文によつて、公奴婢の戸を爲さなかつたことが考へら 家人、私奴婢は私人に隷屬するものである。その中で最も卑賤とされてゐたのは私奴婢で、贈與、賣買に供せられ、 に處した。官戶、陵戶、公奴婢は官に隷屬して、官戶、公奴婢は宮內省官奴司、陵戸は治部省諸陵司の管轄に屬し、 **陵户、家人、公奴婢** (或は官奴婢といふ)、 私奴婢の五等に分ち、 違反者は違令罪として笞五十

ことができたのである。雑律に官私の婢を姦するものは杖六十、他oogs人及び官戸陵戸の婦女を姦するものは杖七十 する條文がある。卽ち公奴婢は官戶となり、私奴婢は家人となることができ、官戸家人が放されれば直ちに良となる では公私奴婢をいふ)を放して家人及び官戸としたる後、その家人官戸が逃亡して三十日に及べば、再びこれを賤と 七十六歳に達すれば放して良人とし、また家人奴婢を放して良及び家人とする手續の規定が見え、獄令には賤(こゝ 官戸は公奴婢よりも、 家人は私奴婢よりも身分高く、戶令には、公奴婢が六十六歳以上であれば官戸とし、官戸が

良賤間の通婚を

たと見るべく、また官有たる性質上、これを賣買することもなかつたであらうと思はれる。 ものと考へられる。官戶を賣買することを禁ずることも律令の條文に見えないが、 記の説には家人に准ずべきものとしてゐる。故に官戶も家人と同じく一戶を爲し、 人の一戸を爲してをつたことを證する。官戸の駈使法については律令に條文が無いが、令集解(戸令家人所生條) るといふのは、 の戸を爲し、戸令は家人について頭を盡くして駈使し、またこれを賣買することを禁じてゐる。頭を盡くして駈使す の文に據れば、公私の奴婢が略同じ程度にあつたやうに、官戸家人の地位も略同様であつたと思はれる。家人は獨立 義解に、たとへば家人に男女十人あれば、その中の二三人は放して家業を執らしむと說いてをり、 **霊頭駈使することを許さなかつた** 家人に准じて同じく禁ぜられてゐ

れば、 戸籍を造るとき、 ざるのみならず、 て賤の種類を列擧するとき、例へば戶令や賊盜律に見るが如く、或は官戶を先きにし、或は陵戶を先きにして一定せ 戸、陵戸、家人を比較して官戸を輕しとし、陵戸、家人を重しとし、官戸は陵戸に優るものとするが、律令の文に於 た名例律に雜戶、陵戸が流を犯せば、近流には決杖一百、 に送ることになつてをり、賦役令の舍人、 **陵戸は皇陵に配置して守衞に當らしむるもので、その官戸との優劣については學者の間に異論があり、** 義解の官戸を以て陵戸に優るものとする解釋には、 律令には、陵戸にだけ、良人の最下位にある雜戸と共通の規定があるのである。例へば戸令に於て 雜戶陵戶の戶籍は特に四通を造り、二通は太政官に送り、 史生以下の課役を発除する條に、 一等毎に三十を加ふる規定がある。これ等の例によつて見 十分疑ふべき理由があるわけである。 **陵戸は雜戸、品部と共に列擧せられ、** 一通は國に留め、 更に一通は所屬の官司 義解では官

かくの如く賤民に五等の別はあつたが、各等級の性質は甚明瞭を缺く。官戶については、戸令に官奴婢の年六十六

以上又は癥疾なるもの、

言換へれば官奴婢の官奴婢として勞働することのできないやうになつたもの、

ず、賤とするのであり、家人・奴の主及び主の五等以上の親に奸して生むところの男女は各沒官せられて賤となるの となるが、情を知るものであれば皆賤となり、良の逃亡して賤との間に生めるものは、 賤民は出生によつて定まり、 拘らず、事實に於て行はれ、そのために家人、奴婢となつたものがあつたことが考へられる。賤民の各等級を通じて られ、近親の間に於ても許されなかつたのであるが、これを裏面から解釋すれば、それ等の行爲が禁ぜられてゐたに 半、子、孫を竇るものは徒一年を科する規定がある。卽ち人を略し、もしくは略賣して家人、奴婢とすることは禁ぜ なつてゐる。また賊盗律に二等卑幼(弟妹もしくは兄弟の子)及び兄弟の孫、外孫を賣つて奴婢とするものは徒二年 刑に處する規定があり、詐僞律に妄に良人を認めて奴婢家人とするものは人を略するを以て論じ一等を減ずることに 人を略し又は略賣して奴婢とするものは遠流、家人とするものは徒三年、和同相賣つて奴婢とするものは皆徒三年の えるが疑問とせられ、家人については、戸令によつて奴婢が家人となることのできたことがわかる。また賊盗律に たものが官戸となるのである。陵戸については、集解喪葬令皇陵の條の法家の一説にもと雜戸を陵戸としたことが見 によつて沒官せらる」時には、 罪によつて配没せられたものとがあつたわけである。また集解に引く法家の説に據れば、家人奴婢がその主人の犯罪 つて配後せられて戸を成すものを官戸とする規定がある。卽ち官戸はもと官奴婢であつたものと、もと良人であつて 賤の子は同じく賤であるのみならず、良賤の間に生れた子は父母情を知らざる時には良 家人は官戸となり、奴婢は官奴婢となるといふ。即ちこの場合には、もと家人であつ 情を知ると知らざるとを問

高級に上ることができるやうになつてゐたのである。 るに拘らず、 要するに、律令に於ては、賤民は出生と犯罪沒官を原因として生じ、人身賣買によつて賤民とすることを禁ぜらる 事實に於て行はれ、 そのために良人が家人或は奴婢となり、年齢その他の理由によつて、低級の賤民が

#### 上古の賤民

伴 造、 國 造 と稱する時のヤッコも、この意味のヤッコである。その語源を家の子卽ち家僕の義に解するのが通說(ササイトサヤッ) タイイメキッハ とがある。 改新を待たず、氏族の私屬關係から脫して公民の資格を有するに至づたことは別に前記拙稿「部の分化」に論じたこ 味ではない。またヤッコは臣下、臣隷の義で、君上に對して臣下をヤッコと稱したことは本居宣長の說くところで、 三野縣主小根が大伴室屋大連に對して「奴縣主小根」といつてゐるのも、自ら卑下して「奴」と稱したので賤民の意 事記に五瀬命が登美毗古卽ち長髓彦と戰つて負傷せられたことを述べ、命が「故れ賤奴の痛手をなも負ひつる」と申 であるが、上古に於て氏族に仕へてをつた部民を悉く律令制の賤民と解することも妥當でない。部民の一部は大化の されたことが見えてゐるが、この場合のヤッコは單に登美毗古を賤しんで呼ばれたに過ぎない。淸寧天皇皇紀に河内 ヤツコと稱するからといつて、必ずしも律令に於て良人と區別する賤民の意味に解することはできないのである。古 律令の賤民制度制定以前における我國の賤民制を考ふるとき、最も困難なのは良賤の別を明かにすることのできな 大化元年八月の詔に「若寺家仕丁之子者如"良人法「若別入"奴婢「者如"奴婢法」」とあるのも、 ヤッコといふ言葉が一般に賤民の通稱として認めらるゝが、 ヤツコの意味する範圍は可なり廣く、 寺家に屬し

古代賤民制についての一考察

5

一橋 論 叢 第六卷 始

て寺家のために勞働に服する良人のあつたことを證し、この種の人民をすべて賤民と解することもできないであらう

婢をメノコヤッコと訓んでゐる。書紀では良人の外、人民、庶民、公民、億兆、黎元、元元、黔首等の文字をオホ 八月、 る。 院は少くなかつたのである。寺の奴を寺奴或は寺賤といふに對して、神社の奴婢を神奴或は神賤と稱し、 を割いて四天王寺の所有に歸せしめたが、聖徳太子傳曆はその子孫從類二百七十三人に達したといふ。また大化元年 ヤッコは韓奴と稱し、雄略天皇九年、釆女大海が朝鮮から歸朝して、韓奴室等六名を大伴室屋大連に送つたことがあずます。 タカラと訓み、要するに一般の人民をオホミカラと稱したのである。またヤッコといふ言葉は男女を通じて用ひられ 良男娶」婢所」生子配ṇ其母「若良女嫁」奴所」生子配ṇ其父「若兩家奴婢所」生子配ṇ其母」」 と見える句である。 これに據 烈天皇八年の條に婦人を沒官して官婢とした例があるから、勿論官奴もあつたことであらうと思ふ。 が高麗人であれば高麗奴と稱し、欽明天皇十一年、百濟の聖明王が高麗奴六口を獻じたことが書紀に見え、百濟人の 奴婢の漢字を用ふるに至つて、これを區別するためにヲノコヤッコ、メノコヤッコの稱が起つたのであらう。ヤッ れば、良人に對するものは賤民でなく、奴婢である。書紀の古訓では良人をオホミタカラと訓み、奴をヲノコヤッコ 古事記、日本書紀に於て良賤の別を明かにするものは、この詔の 「又男女之法者、 良男良女共所」生子配」共父「若 ヤッコには私人に屬するものがあり、厩戸皇子が物部守屋を滅して攝津國に四天王寺を造り、守屋所有の奴の半 詔して寺司と寺主とを遺はして諸寺を巡行し、僧尼、奴婢、田畝の實を奏せしめたことがあり、 馬飼首歌依の二子を神奴としたことが日本書紀に見えてゐる。また官奴の例を擧ぐることはできないが、 奴婢を置く寺 欽明天皇二 武

あり、 私奴婢よりも身分高く、 以"韓奴室、兄麿、弟麿、御倉、小倉、針六口-送"大連、 吉傭上道蚊島田邑家人部是也」 とあるものである。家人は 智天皇甲子の年に定めた諸氏の民部、家部を廢して 「甲子年諸氏被」給部曲者、 ひとり部曲の稱む棄てゝ家人の稱を用ひたのは一考を要すべきことである。日本書紀には部曲の語が屢用ひられ、 呼ぶことがあり、律令の旣に行はれてゐた天平年間に於ても、一般には舊習に從ひ、奴婢は家人奴婢の總稱となつて 奴とし、女性を婢としたのである。これによつて見れば、上古には奴婢と家人との別を明かにせず、家人をも奴婢と 天平十九年勘錄の法隆寺緣起資財帳には家人百四十八口を奴六十八口、婢五十五口に分けてゐる。蓋し家人の男性を の喪に従つて歸朝し、大伴室屋大連の盡力によつて冡墓を造つて葬ることができたので、大海は「欣悅不」能;自默で と見えてゐる。大化の改新は、 部と同一であるかどうか明かでないが、民部は部民で、雄略天皇の御遺詔に、 に安閑天皇元年紀の「蓋三島竹村屯倉者、以"河内縣部曲,爲"田部;之元,於չ是乎起」といひ、天武天皇四年紀の、 つて疑ふところはないが、律令の編纂者が唐制に據つて陵戸、官戸、官奴婢、 ゐたのであらうと思ふ。律令の家人に關する規定が唐の賤民の一種なる部曲の制度に據つたことは唐律との比較によ と稱せらるゝものゝ性質を示す。皇室御料たる屯倉を耕す田部は一般に部民或は公民と解せられ、 令制の家人にあたるものとして雄略天皇紀の「家人部」が擧げられる。前述の吉備上道の釆女大海がその主紀小弓 その子孫が家人となることも考へられぬことではない。また律令に於て家人と奴婢とが區別されたに拘らず、 私奴婢から家人となることのできたことは律令の制に於て見るところである。韓奴が奴婢で 别 巨 連、 伴造、 國造、 村首所有の部曲の民を廢して、食封を大夫以上に賜はつた 私奴婢、乃至雜戸の稱を踏襲しながら、 「大連宮屋等民部廣大、 自今以後除之」といふものが、部曲 家部は果して家人 充..盈於國二 殊 天

\_\_\_

古代賤民制についての一考察

ころがある と雑戸と制度の上では相類するに拘らず、國情を斟酌してこれを區別し、唐制にない品部の稱を用ひたのと類すると ら唐律の部曲の稱を襲用するを得ず、我國でもとより行はれた家人の稱に從つたのであらうと思ふ。この點は、 家人は私人に屫するとはいへ、私奴婢よりも身分が良く、私奴婢と區別するを要したが、彼我國情の異なるところか が律令はこれを賤民の稱とすることはできないのである。卽ちヤッコはその所屬によつて官奴婢、私奴婢としたが、 を許さざることは家人と異ならないが、唐律疏議に據れば、良人の女を妻とすることができ、 て意味せられた部民が奴婢と伍すべきものでなかつたからではないかと思ふ。唐制の部曲も私人の所有に屬し、賣買 律令の編纂者が唐制によつて當然襲用すべく思はるゝ部曲の語を棄てゝ家人の稱を用ひたのは、 その部曲の民もとれ等の氏族に屬する部民であらねばならぬ。日本書紀の完成は大寶律令制定後二十年になるが 良賤の通婚を禁ずる我 當時部曲の語によつ

律令はヤケヒトを家人として唐制の賤民たる部曲に准じ、ヤッコを奴婢としたのであらう。前述の如く、 その語義に於て大差なく、また共に私人に屬して勞働に服してゐたのであるが、その間に身分上優劣があつたから、 充てたものと解した方が妥當でなからうかと思ふ。蓋しヤケヒトは一家の人の義であり、ヤッコは家の子の義であり、 和譯であるとせられたが、それでは我が律令の編纂者が唐制の賤民の稱たる部曲を葉てゝ、律令の文に用例の稀なる和譯であるとせられたが、それでは我が律令の編纂者が唐制の賤民の稱たる部曲を葉てゝ、律令の文に用例の稀なる 家人の名稱を採用した理由は說明されないやうに思ふ。やはりヤケヒトを固有の國語と見做し、家人の二字をこれに なほ故宮崎道三郎博士は初め家人を以てヤケヒトの漢譯なるやを疑ひ、後、蘇氏演義その他の書を引き、 僕婢の類を家人と稱したことを擧げ、我が律令の家人といふ名稱も支那に基つき、ヤケヒトは漢字の 天平年間律 唐代に於

律令制定以前の舊慣に依ることを證するものであらう。 令で家人と奴婢の別を明かにするに拘らず、これを混同して家人の性別を奴婢の文字によつて表はしたのも、

その死を弔するために「不」憚…汚穢こ」遠方より來たことをも顧みず、 死者と誤つたといつて大に怒り、その佩くと 稚彦の妻下照姫は夫の死せざるものと思ひ、味耜高彦根神に取付いて喜んだが、味耜高彦根神は、友人の義を重んじ うにしたことが同天皇六十年紀に見えてゐる。役丁は庶民の國家に對する義務として勞働に服するものであるから、 き」としてゐる。陵戸と同じく御陵を守るものに陵、守、といふものがあり、仁德天皇は日本武尊の白鳥陵を守つてを して陵戸とせられた日本書紀の記事によつて知るべく、古事記にはこれを「韓帒が子等に其の御陵を守らしめたまひ 戸を以て賤民としたのであらうと思はれる。 陵戸が賤民であつたことは、 顯宗天皇が狹狹城山君韓帒宿禰の死を免 ことが見えてゐる。かくの如き觸穢の思想から皇陵に仕へる陵戸も賤視せられてゐたので、律令はこれを参酌し、陵 その友人に祓除を迫るので、兄が死んでも弟はその屍體を收めず、また兄が溺れても弟の救はざるものが多いといふ 住民は死者の友人を留めて祓除を强要し、河に溺死するものに遇へば、何故に我をして溺死者に遇はしむるといつて、 ころの大葉苅の劒を抜いて喪屋を切倒した話があり、大化二年の詔には、路頭に病死するものがあれば、その附近の つた。神代に於て、味耜高彦根神がその親友の天稚彦の喪を弔ひに行つたところ、容貌が天稚彦に酷似せるため、 で陵戸を賤民としたのは必ずしも唐制に據るものとのみ考へられない。我國には古來死者を忌む觸穢の思想が盛であ つた陵守を廢してこれを役丁に宛てんとしたところが、變兆があつたので、その計畫を中止し、陵守を動かさないや 麽戶は唐律疏議では良人であるが、唐初には我が律令と同じく賤民であつたといふ説がある。いづれにせよ、我國 天

117

守といふものが陵戸であり、借陵守といふものが陵戸の足らざるとき百姓を以て補充するものであらう。 た。令集解に引く別記(職員令諸陵司の條)には、常陵守及び墓守として倭(大和)、河内、津 自餘王等有」功者置"三戶、若陵戶不」足、以"百姓」充、 戸の上に置かれた。 て良人に近いものと考へられても不思議はないのである。瀧川政次郎氏は官戸を第一とする通説を排して、陵戸を官 に於て八十四戸を擧げ、借陵守及び墓守として京、 る庶民を使役し、 れによつて御陵を守るものに賤民と庶民とあつたことだけは考へ得られよう。從つて陵戸の地位も他の賤民と比較し この場合の陵守は公民と見なければならぬ。この時代陵戸と陵守とが別種のものであつたかどうか審かでない その課役を凌戸に准せしめ、 その制度は後世まで繼續し、 「凡先皇陵置"陵戸1令」守、非"陵戸1令」守者、十年一替」の制を立て 持統天皇五年に陵戸の制を定めて、 倭、河內、山代、伊勢、 免…其徭役こ」と爲し、 紀伊に於て百五十戸を擧げてゐる。 喪葬令もまた陵戸が足らざれば良人た 「凡先皇陵戶者置,五戶以上 (攝津)、山代 (山城) ح

罰によつて陥るものを劣等の身分と考へ、姑く賤民と見做してその例を擧ぐることにしよう。律令の制に於ても刑罰 は官戶の生ずる一原因であつた。 つもりである。 より相對的のものであるから、貴族階級が卑賤とするところ、必ずしも賤民とするを得ないので、貴族乃至良人が刑 以上述ぶるところによつて、律令が賤民とするところのものは、律令の制定に先だつて存在したことを明かにした しかし、律令制定以前にはこれ等の賤民の外になほ賤視せられてゐた人民があつた。貴賤尊卑はもと

兵を遣はして根使主を誅せしめ、その子孫を二分して、一を大草香部の民と爲し、 雄略天皇十四年に、大草香皇子が御妹の皇后のために天皇に獻じた玉縵を根使主が横領したことが露はれ、 一を茅渟縣主に賜はり負 嚢 者と

ある。

負嚢者となつた根使主の子孫は、謀反大逆の罪を犯したものゝ子孫の沒官されて官戶となる賊盗律の規定を髣髴せし 八十神は「大穴牟遲神に帑を負はせて從者として率て往」つたが、八十神のためにひどい目に會ひ大穴牟遲神に救は むるものがある まはむ」といつたことが見えてゐる。これ等の例によれば、負囊者は從者として囊をかついて隨行するものであり、 れた白莵が大穴牟遅神に對して、 したことが日本書紀に見える。また古事記には、大穴牟遲神の兄弟の八十神が稲羽 「此の八十神は必ず八上比賣を得たまはじ、帒を負ひたまへれども、汝が命ぞ獲た (因幡) の八上比賣を訪うたとき

尊のために俳優の民たらんことを誓ひ、着犢鼻して、赭を掌や顔に塗り、海水に溺れ苦しむ狀を爲し、初め潮が足にずかがない。\*\*\*\* 裔と稱せらるゝ隼人等が宮門を警護し、大禮などの行はるゝとき隼人舞を奏した起源を說明せんとした傳說であるが 漬く時には足占を爲し、膝に至る時には足を擧げ、股に至る時には走り廻り、腰に至る時には腰を抱き、 樂寮所屬の伎樂三十九戶(一本四十九戶)、木登八戶、奈良笛吹九戶は品部であり、 良人ではあるが、 良中の卑賤で とれによつて異様の風體で舞ひ跳る俳優の民が卑賤の色と見做されたことが考へられる。令集解の別記に據るに、 には手を胸に置き、頸に至る時には手を擧げて飄掌すといふことが神代紀下の一書に見えてゐる。これ火闌降命の苗 神話の海幸山幸交換の物語に於て、火闌降命は終に彦火々出見尊に謝して救を求むるに至り、生みの子の八十連屬・ナッパ 腋に至る時

面縛して降り、 次に馬、牛、 この後永く飼部となり、 鳥等の飼養を職とするものが卑賤の民であつた。日本書紀に據れば、 每年春秋に馬梳馬鞭を獻らんことを誓つて罪を請ひ、皇后はその降を納れ、 新羅王は神功皇后の軍を迎へて

養戸叉は鷹戸を置いた。鳥養部は垂仁天皇の御代始めて置かれ、 ことがあつたかどうか、また刑餘の民が犬養部となつたかは審かにするを得ない。更に鳥類を飼養するものには鷹甘 いが、 郝王, 舌野に試みたまひ、始めて鷹甘部を定められたといふ。大寶養老の制、 部があり、 猪飼が刑餘の民であつたからである。次いで安閑天皇二年、詔して國々に犬養部を置いた。その理由は知るよしも無 誰何せらるゝに答へて、我は山城の猪甘なりと申したことが見える。猪甘は猪飼の義で、その黥してねたといふのは 百二戸、右馬寮に馬甘二百六十戸と計上せるもので、雜戸である。養老令にはこれを飼丁といふ。また古事記に意富 **罰として行はれたので、同天皇の御代、阿曇連濱子の死罪を免して墨を科し、卽日黥した例がある。書紀の古訓には** 墨をヒタヒキザムツミと訓み、黥をメサキキザムと訓む。飼部は集解の別記 神が飼部等の黥の臭氣を惡みたまふとの神託があつたので、これより後、飼部に黥することを廢したといふ。 五年紀に新羅の佐知村飼馬奴苦都の百濟の明王を捕へて首を斬つた事が見える。 縛を解いて飼部とせられた。古事記はこれによつて新羅國をは御馬甘と定めたまうたとかいてゐる。また欽明天皇十 履中天皇が淡路に狩したまうたとき、河内の飼部等が轡を執つて御乘馬に從ひ申したが、同島に奉祀する伊弉諾 日本書紀通釋には狩獵のためにこれを置いたのであらうといふ。しかし、犬養部が飼部、 袁祁王が山城の苅羽井に到り、食事をしてをつた時に「面黥老人」が來て、急にその食物を奪ひ取り、 鳥官の預つてゐる鳥が莵田人の狗に噛み殺されたので、天皇は震怒あらせられ、鳥官の顔面に黥して鳥養 鳥養部があつた。仁德天皇四十一年紀に、百濟王の族酒君が百濟に於ける鷹狩の興を奏し、 宮廷の鳥類を飼養してゐたのであらう。 兵部省の被管に主鷹司があり、 (職員令左馬寮の條)に、左馬寮に馬甘三 飼部はもと黥を加へられたものらし 猪甘と同じく黥する 品部として鷹 天皇これを百 雄略天皇十 黥は刑 兩王の

部と爲し、またこれを非議した信濃、武藏の直丁を同じく鳥養部とせられたことが見える。

續日本紀に散見する品部、雜戶のいづれにも屬せざるものもあるが、たとひ品部、雜戶と稱せざるも、その身分は品 これ等の人民の中には、 前述の如く品部或は雑戶に編入せらるゝものがあり、また猪甘部、 鳥養部の如く、

雑戸と同じく、公民と賤民との間に在つたのであらうと思ふ。

玉井是博氏、唐の賤民制度とその由來(京城帝國大學法文學會編、朝鮮支那文化の研究)

宮崎道三郎氏、家人の沿革(宮崎先生法制史論集)

濱口重國氏、唐の陵墓戸の良賤に就いて(史學雑誌第四十三編)

瀧川政次郎氏、中古賤民の等級に就いて(史學雜誌第三十五編)、陵戸考(史學雜誌第四十三編)

# 律令の賤民解放制

**ね**る。 行ふべき條文があり、 間はなほ賤と稱すといひ、貞說には、當時の慣例として、本主の姓に部の字を加へて姓とし所司に申送するといつて 良とすることを記し、家長が署して國郡司に上申し、然る後戶籍に附くといひ、穴說には、その未だ姓名を稱せざる あつた。その代償を贖といふ。賊盗律に家人奴婢の舊主を殺すものゝ罪を定め、注に舊主とは主放して良と爲すもの 律令は私人の賤民解放を認め、戸令に家人奴婢を放して良及び家人とすれば、本屬の官廳に通牒して戸籍の除附を その解放には本主の厚志に基づき、代償なしに解放さるゝものと、賤民から代償を出して解放さるゝものとが 同條に關する集解の法家の解釋の注意すべきものを擧ぐれば、古記には、その通牒には放して

アスひ、 るものを、 說いてゐる。而して持統天皇五年に、氏祖の時に줲され、旣に賤民の戶籍を除かれたる奴婢、卽ち現在良となつてを 記は、 なつたものを訴へて奴婢とすることはできないわけである。 答、 「問、聽」贖爲」良、未」知、無॥財可」贖、若爲處分、答、不」得」爲」良耳、 大例稱"等親¡者、賤、理不」可」有」財、若有"財贖堪¡者亦聽」といひ、賤民の解放に贖の主要條件なることを 卽ち凡人に同じといつてゐる。また戶令の化外の奴婢が二等以上の親の贖によつて解放する條に、 更に疏に其の家人奴婢自ら贖して賤を免るゝものまた主の放つに同じ、若し轉賣及び自ら理訴して脫するな その一族が更に訴へて我が奴婢であるといふことを得ざる法令が出てゐるから、戶令の手續を經て良人と 問、 雖,等親不,來、賤自贖爲」良聽 集解の古

蕃賊のために虜掠せられて外蕃に沒落し、自己の力で抜け還るを得たるものは、放して良とする條文がある。外蕃と とれによつて家人奴婢とされてゐるものは勿論、その他すべて理由なく賤となつてゐるものには、 は蝦夷及びすべての外國をいふ。 死者在世中に處分し、その證驗分明なる時には、その處分に從はねばならぬ。(三)戶令に官戶、家人、公私奴婢が 喪葬令に戸口悉く死し、且つ親族が無く、絕戸となつた時には、その家人奴婢は放して良人とする規定がある。但し 没せらる^時には、私奴婢は官奴婢となり、家人は官戸となり、この規定の適用を受けることになるのである。(! |;) 癥疾となれば、竝に官戸と爲し、七十六歲以上に至れば放して良とした。但し反逆罪の緣坐によつて官戸となつたも のは八十歳以上にして初めて良とした。これは官賤に闘する規定であるが、穴說に據れば、私賤もその主に從つて配 律令にはまた賤民解放の法定原因があつた。(一)前述の如く、戸令に據れば、官奴婢は六十六歲以上、 (四)律に於て壓略、妄認等によつて家人奴婢とすることは禁ぜられてゐるから、 京國に於て訴を起

佛教では奴婢は出家を許されないが、本主自ら願出でゝ得度せしむる時には、奴婢はこれによつて賤を発るゝことが すことを許し、その結果、賤を発れて良となつたものは、所在に於て戸籍に附ける規定が戸令に見える。また捕亡令 から良に從ふといひ、主に隨つて來たものや、暴風に遇つて漂着したものは良とせず、官奴とすべしといふ。またそ できた。條文には「冢人奴婢等」とあるが、義解その他法家の解釋では、この規定の適用は官戶、官奴婢にも及ぶも くとも酬賞すべからざることが定められ、奴婢の訴意の暢達に便宜を圖つた。 至る途に於て、人のために捕へられて本主に送られても、良を訴へんとすることが事實であれば、良とすべき狀が無 に於て、逃亡の奴婢を捕へたものは本主から酬賞を得る規定があるが、奴婢が本主の壓略妄認を訴へんとして官司に の國内で賤となつてゐたものも、後にその二等以上の親が來り、贖を出して良とせんとすれば、これを許した。 本主先に來つて歸化してゐてるこれを認むることを得ない。集解の穴說はこれを說いて、皇化を慕つて來るのである に歸して、もとの身分に復せしめた。(六)戶令に據れば、國外の奴婢が自ら來つて歸化すれば悉く放して良と爲し、 のとされた。もつともかくして出家入道したものが後に至つて犯罪のために還俗し、又は自ら還俗すれば、竝に舊主 (五)僧尼令義解、集解の説に據るに、

良」といふ。新たなるものを「今」といつたことは、 放賤の年月が明かでないが、 平五年國郡未詳計帳(正倉院文書)に「放賤從良」と注するものは課役発除の期間中のものであらう。前者に於ては 家人奴婢が解放せられて戸籍に附けば三年間課役を発除される (賦役令)。 神龜三年山背國愛宕郡雲下里計帳、天 ・書紀に「百濟所貢今來才伎」とする例によつて知られ、その一人は新 漢 陶部高貴と稱せられ 後者に於ては天平四年に良となつたものである。 雄略天皇の御代、歡因知利が勅旨を奉じて百濟に往き、百濟か また賤の新に良となつたものを「今

たのであらう。 加はつてゐる。而して延喜式には今良として諸司の雜役に服するものがあり、その定員、(#1) の如くその官司に配屬したのであらうが、放賤後年處を經、また世代を異にするに至つてもなほ今良の稱を傳へてゐ 殿寮には男一百四十一人、女二百二十六人の今良が屬してをつた。これ等の今良はもと官戸、官奴婢が良となり、 安時代になつて、内裏式の大儺式には官奴二十人を侲子としたが、延喜式(主殿寮)の追儺には官奴に代つて今良が じく寺に配屬せられてゐたのである。故に今良は令制に於ける品部、 を得ざるのみとしてゐる。今良は解放によつて全く良人と同じく、公民の身分を享有するに至る筈であるが、同紀。 見えてゐる。同紀また寶龜元年七月、今良大目大東人の子秋麻呂等六十八人に檜前、若櫻部等二十一種の姓を賜ふこ 神護景雲三年十月、智識寺に配する今良二人、四天王寺の奴婢十二人に各爵三級を賜ふことが見え、今良も奴婢と同神護景雲三年十月、智識寺に配する今良二人、四天王寺の奴婢十二人に各爵三級を賜ふことが見え、今良も奴婢と同 奴婢の條の古記に據れば、これは私奴婢に關することで、官奴婢は本人の請願に隨ふを主とし、但高氏の部を稱する れ前述令集解の貞說に解放された賤民は舊主の本姓に部の字を加へて姓とするのが慣例であるといふに當る。戶令官 とが見えるが、檜前、上村主の二種を除き、他の二十一種は若樱部、津守部等の如く皆某部と稱するものである。 た。 續日本紀に天平竇字五年今良三百六十六人を左右京、大和、山背、伊勢・参河、 雑戸の身分を連想せしむるものがある。更に平 下總等の職國に編附したことが 粮祿等支給の制備はり、 主

出家、 の解放さる」ことは、 律令の賤民解放の法定原因は(一)年齢及び體力、 (六) 歸化に歸するが、 その原因が特別の場合であるから稀有の例と見てもよいであらう。 その中で(二)の主家の絶戶、 (二) 主家の絶戸、 (三)の外蕃からの脱還、 (三) 外蕃からの脱還、 (一) の年齢の規定は官戶 の歸化によつて賤民 回 訴訟、 五

疾の寺奴は官奴婢に准ぜられ、且つその年齢に達せざるも、立性格勤、駈使違はず、衆僧これを憐んで良とせんとす 歲の奴が見えてゐる。同年二月の太政官符(正倉院文書)に據れば、去年十二月の勅によつて、六十六歲已上及び癈 書(東大寺奴婢籍帳)には八十九歳の婢が見え、翌二年の同可是麻呂の貢賤解(正倉院文書)には九十四歳、九十一 官奴婢に關するもので、私賤には適用せられなかつたから、天平勝寶元年大宅可是麻呂の賤民を東大寺に貫進した文 **藥師寺の奴婢等六十歳となり、及び才能勇勤なるものは良に從はしめたが、同年八月、更に太政官符を以て國分二寺** 四十八歳で、この官符によつて発ぜられ、奴から直に良となつた。その後十六年を經て、天平神護二年五月、勅して るものは、願によつてこれを発すことにしたので、寺奴の解放は多少容易になつたわけである。東大寺の寺奴伊麿は て良とすべきことを定めた (類聚三代格)。 寺奴の解放條件の緩和するに先だち、或は緩和するに從ひ、官賤の解放 字八年七月に至り、益人等の主張が認められて、益人等七十六人が解放されて良となり、京戶に編附した。また天平 府は基本的の戸籍とする所謂庚午年籍にその祖先が奴婢となつてゐることを理由としてこれを斥けた。然るに天平寶 藝國で略せられて奴婢となるもの二百餘人を発して本籍に從はしめた。また紀寺の奴益人等は紀袁祁臣の後裔である 條件も益寬大になつたであらうと思ふが、私賤の解放條件も官賤、寺賤と同じく緩和せられたかどうか明かでない。 の奴婢も同じく、六十歳となるものは放して良に從ひ、六十歳にならないでも特別の才能あるものは太政官に上申し 神護二年四月には、大和國の人高志毗登久美咩等十七人が諸陵寮のために理由なく沒して陵戸とせられたことを訴り 持統天皇の御代戸籍を造るとき誤つて奴婢とせられ、爾來賤民となつてゐるといひ、これを政府に訴へたが、政 の訴訟によつて放賤從良となつた例は史上に散見する。これを續日本紀について擧ぐれば、大寶三年四月、安

# 橋 論1義 第六卷 第二號

内敎の禁ずるところとするのみならず、貞觀七年三月の官符にも「黄門奴婢之類、是非-|戒器こ」といつてゐるから、 賤民の境遇に陷つたものが裁判によつてこれを発るゝことの如何に困難であつたかを、この一例によつて想察するこ その門は極めて狹く、これによつて賤を兗るゝものは甚だ少かつたであらうと思ふ。 考へらるゝ奈良平安時代には、賤民にとつて單に良となる以上の好運であつた。たゞ奴婢の出家することは、 とができよう。 賤となつてゐるものに提訴の道を開き、天平六年七月の大赦令には、良人を掠めて奴婢とするものは、常赦の発さざ n る罪と共に、赦の恩典に與からざらしめ、政府は特にこの點に於て寃抂の憂なからしめんとしたのであるが、一たび に賣られたもので、その子孫また奴婢となつてゐたが、延曆八年五月、若女の孫小庭の訴によつてその辯明が認めら て目的を達し、陵戶の籍から除かれた。これによれば官司が妄に良人を賤民とする弊のあつたことが知らるゝが、 る。また播磨國揖保郡大興寺の賤若女はもと良人で、慶雲元年同郡の百姓佐伯君麻呂のために己の婢と稱して大興寺 龜十一年十二月、 子孫十五人の奴婢が皆免されて良となつた。慶雲元年より實に八十五年の後である。律令は不法の手段のために (五)の出家入道によつて賤民が僧尼となり、從つて解放さるゝといふことは、僧尼が名譽の地位と 政府は常陸國に對して、神司が靈異に假詫し、妄に良民を認めて神賤とすることを戒告した例があ

解放して、皆悉く良とした。その理由は勅に「緣」有」所」思」 といふだけで明かでないが、 例を擧ぐれば、 の病を救はんとする祈禱のためである。また天平寶字二年七月、勅して官奴婢及び紫微中臺(舊皇后官職)の奴婢を 官私の賤民は法定原因に依らず、本主の意思に基づき良人となることができた。奈良時代に政府が官賤を解放した 養老四年八月、官戸十一人を発して良と爲し、官奴婢十人を官戸としたが、これは右大臣藤原不比等 同日皇太后の御病氣の御

術獎勵の一方法である。次に天平寶字四年三月、官奴二百三十三人、婢二百七十七人を出羽雄勝棚に配して良とした 快癒を祈つて殺生禁斷の令の出づるを見れば、やはり祈禱のためであらうと思ふ。次に天平十五年九月、官奴斐太と 地の人民の移住を圖らんとした政策である。私賤の解放には、律令の制定に先だち、持統天皇の三年、下毛野子麿が が、前年九月、關東北陸諸國の浮浪人二千人を遷して雄勝栅戸としたと同じく、これによつて出羽の開拓を圖り、內 いふものが良となり、大友史の姓を賜はつたが、これ斐太が始めて大坂沙を以て玉石を治めた功績によるもので、技 あるが、その動機は明かでない。 奏して奴婢六百口を免じ、律令制定後、天平十七年九月、中納言巨勢奈氐麻呂が奴婢二百三人を良としたやうな例が

註一 瀧川政次郎氏、今良考(史學雜誌第四十二編)

# 四 賤民解放の趨勢

特殊の才能があり、或は技藝に通ずるものがあつたが、これ等の賤民は他の賤民よりも當然重んぜらるべきで、 てゐた奈良時代に於て、賤視の觀念が漸く薄らぎ、賤民の地位の向上する傾向が認めらるゝのである。賤民の中には であるが、天平十八年近江國で買上げた奴持麻呂といふものは三十九歳で價一千四百束である。これ持麻呂にはその 本古文書によつて奈良時代の奴婢の價格を見ると、その最も働き盛りの二十代、三十代の奴婢の價格は通常稻一千束 「車匠」といふ注記が示す如く特殊の技能があつたからで、他の奴婢よりも四百束高いのはその技能が買はれたので 良賤の別は律令に定められ、 法制上、賤民の卑賤の色たることは洵に憐れむべきものがある。然るに律令の行は. 大日

# 橋 論 叢 第六卷 第二號

ある。奈良時代が我國の文化の躍進時代なることを考ふれば、賤民といへども優秀な技術を有するものが好遇されな いわけはない

を改むと稱して、明位以下進位に至る諸王巳上十二階、諸臣四十八階を擧げてゐる。奴婢にして叙位に預かるとすれ 年二月、稱德天皇は山階寺に行幸あらせられ、林邑及び吳の樂を奏した奴婢に爵を賜ひ、翌三月、藥師寺に行幸あら 前述の官奴斐太が玉石の細工に新機軸を開き、賤を発して良とされたことはその好い一例である。また神護景雲元 奴婢の賤民たる意義は無くなるわけである。 長上工已下奴婢已上二十六人に爵を賜はつた。爵は位階の義で、日本書紀、天武天皇十四年正月に爵位の號

良人以上の地位を有してゐたのである。當時律令の徴兵制度が頹廢の狀にあつたからではあるが、桓武天皇が蝦夷征 に見える藥師寺の奴百足に至つては、近衞として禁衞に加はり、功によつて勳六等に叙せられ、兵士としては一般の たので、天平神護二年九月それと〜物を賜はり、その功を賞せられた例がある。更に續日本紀寶龜二年五月戊申の條 呂が叛を謀り、官軍近江に入つてこれを討つたとき、同國の僧沙彌、錦部藁國二寺の檀越、諸寺の奴等は官軍を助け て勇敢なるものを斥くることはできないので、賤民が軍に加はり殊勳を顯はすものがあつた。天平寶字八年藤原仲麻 て軍に入るものはこれを軍から出すべきことを定めてゐるに拘らず、死力を盡くす戰鬪となれば、賤民だからといつ 先鋒となつて進み、近江の軍の將廬井鯨と戰つてこれを破つた。而して律令は賤民の兵役の義務を認めず、良を詐つ 兵を班鳩に邀へて拒ぎ戰ひ、一人當千と稱せられた。天武天皇元年、大井寺奴德麻呂等五人は將軍大伴吹負に屬し、 また賤民にはその主のために奮戰して武名を著はすものがあり、皇極天皇二年、山背大兄王の奴三成は蘇我入鹿の

**戰鬪に經驗があり叙勳せられたるもの及び常陸國の神賤を召集し、然る後その餘の弓馬に堪へたるものを簡點すべき** 方針を定められた。 伐のため、延曆七年三月、東海、東山、坂東諸國に步騎五萬二千八百餘人を徴集するにあたり、第一に嚢に從軍して 即ち律令の賤民を排斥する徴兵制度は全く無視せられ、 常陸の神賤は戦闘の勳功者と共に最初

召集せられたのである。

弟等、 出づることを好まなかつた。それ故、 人の賤民に對する賤視觀念が律令制定當時の如くであれば、その子の父母としてこれを喜ばねばならぬ筈であるが 良賤の通婚によつて賤民は益多くなつたのである。それで延曆八年五月、大化以來の法制を改め、良賤間に生れた千 との間の子は、 民に對する賤視の觀念の減退するに從ひ、この種の傾向は助長せらるゝわけである。然るに大化の改新に良人と奴婢 その後貞觀五年に至る七十餘年の經過に徴するに、 は皆良に從はしめ、調庸の納付を負擔せしむるやうにした。その官符に良賤通婚の狀を述べて、「天下士女及冠蓋子 の好まざるところであつた。良賤の通婚は律令で禁ぜらるゝに拘らず、奈良時代に於ても事實は行はれてゐたが、 の別の撤廢に向はしめたものは財政上の原因である。賤民には調庸の義務が無かつたから、賤民の増加は財政上政府 會の賤民に對する觀念の變調を來たすに至ることは容易に想察せられよう。その形勢に乘じ、更に官民を促して良賤 賤民の叙位叙勳の恩命に浴するものは、もとより賤民中の極めて少數の一部分ではあつたらうが、これによつて社 或貪ぃ艶色ぃ而奸」婢、 情を知らざるものでない限り、皆奴婢とし、戸令の制度またこれに據つて良賤間の子を賤としたので、 或挾≒淫奔;而通」奴、遂使ႊ氏族之胤沒爲;賤隷、公民之徒變作彙奴婢よ」といつてゐる。良 同年九月の官符に據るに、延曆八年の官符が出でてより、奴婢の間に生れた子 人民は寧ろ賤民として課役を冤除せられんことを欲し、 これを居

體 では、 等の賤民は平城京及び山城、攝津の各地に分散し、各主人の戸口となつてゐるので、判決はあつてもこれを伴れ來る を見ることができる。 意を用ひたが、奴婢の逃亡の如何に多かつたかは、 奴婢、欺:|主貧困、自託:|勢家|求」活、勢家仍强留買、不送:|本主|者多」と見えてゐる。律令の制はこれを防止するに 數養ひ、 これを自分の財産として駈使して行くには相當の權力を備へねばならなかつた。 大化二年の詔に、 だけが極少數屆出でらるゝだけで、良賤間に生るゝ子の屈出が無くなり、諸國定額寺はその資財帳を見れば奴婢の生 麻呂が巨勢氏の久しく係爭中であつた奴婢二百三人に關する訴訟を中止し、これを良に從はしめんことを請ふに至つ 力を藉りて奴婢の取立を强化せんとする意圖に出づるやを疑ふ說もあるのである。天平十七年九月、中納言巨勢奈氏 ことは困難であり、 は祖父と思はるゝ從五位下大宅廣麿が訴へて、養老七年の判決によつてその所有に歸したものである。しかし、 盆するに拘らず、 たのも、 また賤民は本主の虐遇と駈使とに堪へずして逃亡するもの多く、またこれを容隱するの弊もあつたから、賤民を多 不」耻;名賤了 可是鷹の戸賤になつてをらないのである。可是鷹がこれを東大寺に貢進したのも信仰のためではなく、その勢 天平寶字二年九月神奴二百十八人を神戸と爲し、神護景雲元年四月更に神賤男八十人、女七十五人を放して良 訴訟に勝つても奴婢を强制することの困難なるを認めたためでなからうかと思はれる。また常陸の鹿島神社 詐遁·1重課、謀、就、輕役、爰知、公民之輩、求、媚婚姻、 國司に對しては無 實迯亡と稱して眞相を掩はんとした。 而して同官符はこれを以て「凡厥下民爲」 養老七年より天平勝寶二年まで二十七年になるが、六十一人の中十二人はなほ戸籍の除附が行 天平勝寶二年、大宅可是麿は奴婢六十一人を東大寺に貢進したが、その奴婢は、 神龜三年の山背國愛宕郡雲上里、同雲下里の計帳に於てその實例 忘」黷"彼族、奸作"此賤"」と述べてゐる。 可是麿の父又 これ

23

古代賤民制についての一考察

收入を得るを便利としたためではなからうか。その事情は、年代は大に降るが、寬平五年十月、大和宗像神社で賤二 あるが、その租庸調は神社の牧入となるので、鹿島神社は奴婢を養ふ煩累を避けてこれを解放し、その代りに神戸の に從はしめたことが續日本紀に見えてゐる。その良に從はしむといふのも實は神戸としたのであらう。神戸は良人で る(類聚三代格)。 を政府の收入とする代り、 の修繕を行ふこと能はざるため、同社の氏人大學頭高階忠峰等解狀を上つて、氏賤十六人を良に從はしめ、その調庸 **社殿の修理費に充てたが、** 人を解放した例を参照して推定せられよう。高階氏は同社を氏神とし、氏の始祖高市皇子は氏賤の年輸の物を分つて 同社のために大和國に於て係丁八人を徴して修理科に充てんことを請ひ、許されたのであ 「年代久遠、物情解體」、且つその氏賤は筑前に在るため「氏衰路遙、 不」堪"催發"」社殿

求むるを便としたのである。 するに從ひ、 困難なる事情の下に、その所有者はこれを解放して良人とし、調庸を政府に納めしむると共に、政府よりその代償を とする律令の制度を改めて良とし、賤民間の子だけを賤として、出生による賤民の増加を抑制し、 要するに、賤民は律令の賤民解放の制度によつて解放せられたのみならず、賤民に對する社會の賤視の觀念の衰退 良賤の通婚が盆盛に行はれ、これによつて課役登除の民が多くなるので、 政府はその間に生れた子を賤 また賤民の統御の

入せられながら、 長德三年惟宗允亮の問答 かくの如くして律令の賤民制度崩壞の氣運釀成し、律令制の奴婢は、延喜年間法令によつて廢止せられたことは、 なほ上古以來の社會の賤視觀念を免れなかつた階級があつた。馬飼の如きはその一つである。馬飼 (政事要略卷八十四) に傳ふるところである。然るにその一面に於て律令の制度では良人に編

## 橋 論 叢 第六卷 第二時

な例がある に編附せらるゝや、宅麻呂は訴を起して累年その除籍を爭ひ、寳龜元年八月始めて馬飼の帳から除かるゝを得たやう ので、これより先き天平十二年河内の人川邊宅麻呂の男杖代、勝麻呂等、左馬寮馬部大豆鯛麻呂の誣告によつて馬飼 に見え、その職務は良人の課役となつたのである。然るに奈良時代の末期に於ても馬飼は社會の賤視を免れなかつた に至つた。而して馬飼は天平勝寶三年の官符によつて悉く雜徭を宛てることにしたことが令集解 りといひ、馬飼雑戸を免じたが、その後彼等は依然本業を守らざるを得なかつたので、天平勝寶四年二月舊に復する では良人であるが、官民共にこれを賤民としてゐたのである。天平十六年二月、汝等今負ふ姓は人の耻づるところな 物部亂等二十六人は天智天皇九年庚午以來並に良人に貫したが、持統天皇四年庚寅の校籍にあたり、 められたので、亂等これを辯明して良色に從はんことを請ひ、和銅六年五月その目的を達した。卽ち馬餇は制度の上 が大寳令に於て雜戶であり、 隨つて良人であつたことは、その註釋書たる古記、 別記によつて明かである。 (職員令左馬寮の條) 誤つて飼丁と認 讃岐の人

雑色駈使と稱するものゝ中には賤民又は賤民に準ずるものがあり、市場の規律を紊してゐたのではないかと思はれる。 暴狼藉をはたらくために市廛荒廢し、公事堪へ難しといつてゐる(類聚三代格)。主殿寮は大同三年官戸官奴婢の名籍 承和元年十二月の官符は右京職解を引き、主殿、主鷹、織部等寮司の雑色、駈使幷に犬飼、 犬飼は安閑天皇の二年に國々に置いたといふ犬養部と同じ性質のものであらう。犬養部は品部雑戸の名には見えない を掌る官奴司を併せ、 平安時代になつて品部雑戶の歴史に見らるることは次第に少くなり、延喜式は僅にその遺制を傳ふるに過ぎないが、 主鷹司には鷹戸、織部司には染戸が屬し、鷹戸、染戸、共に令制品部であつた。これ等寮司の 餌取等が京内東西市で亂

肉(取-鷹鷄餌)之義也、殺生及屠-牛馬肉(取賣者也とあり、今昔物語集(卷十五語第廿七、同廿八) に餌取法師の說話が 見え、その牛馬の肉を食ふことは最も嫌悪さるゝ原因であつた。塵袋を初めとして、江戸時代の學者は後世のエタは 九語第八)に據れば、犬飼は犬を使役して鷹狩の獲物を狩出すものである。餌取は和名抄に屠兒 (和名惠止利) 屠"牛馬 が本來鷹鷄の餌を取るを業としたるものと解せねばならず、隨つて鷹戸に類するものであつたらうと思はれ、中世乃 エトリの轉訛せるものなりとし、近時新村出氏も言語學上よりこれを認められたが、餌取の語義から考へれば、餌取 が、猪甘部、鷹甘部、鳥養部に類するものと考へれば、少くとも品部雑戸に准ずるものであらう。今昔物語集 るものがあるのである。 至近世の賤民制が律令の賤民制よりも寧ろ律令の制定に先だつ上古の社會の賤視念に負ふことの大なるやを想はしむ

註二 新村出氏、賤民名稱考(經濟論叢第四卷) 註一 武田祐吉氏、大宅可是麻呂の賈賤に就いて(國學院雜誌第二十九卷)